

審第2691号－1

答申第633号

令和7年9月3日

千葉県教育委員会

教育長 杉野 可愛 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年1月23日付け教職第1119号－1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1112号

令和元年12月2日付けで審査請求人から提起された、令和元年10月23日付け教職第803号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和元年10月2日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「2019年度に高等学校就職支援担当教員に関して文部科学省から収受した文書及び文部科学省へ発出した文書（8～9月分）。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を作成及び取得していないとして、令和元年10月23日付け教職第803号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和元年12月2日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

本件処分に係る「開示しない理由」は、「開示請求に係る行政文書を作成及び取得していないことから保有していないため。」とあるが、過去数年の例から、本件処分に係る行政文書開示請求の対象文書を保有していないことは考えられない。なお、蛇足ながら上記理由の「及び」は用語の誤りであって、正しくは「又は」若しくは「若しくは」であろう。よって、本件処分は文書秘匿であり、違法である。

3 反論の要旨

弁明書は要するに「ないものはない」と主張を行っているにすぎない。

審査請求人は、本件処分を知った日に教育総務課文書・情報室主事を介して担当者に確認したところであるが、例年この時期に「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令に基づく文部科学大臣の定める数について」との事務連絡が文部科学省から送られているはずだと考えている。

上記事務連絡は、概ね7月末に発出されているが、審査請求人が行った7月分の開示請求に対しては特定されていなかった。このため、審査請求人は8月以降に収受したことも考えられるとして、本件処分に注目していたのだが、そこでも上記事務連絡は特定されていなかった。

上述のとおり、担当者に確認を行ったところであることから、仮に上記事務連絡が廃止されているのであれば、その旨を弁明書に記載すべきであろう。

ただし、行政行為の継続性から、審査請求人は、上記事務連絡は廃止されていないものと考えている。

よって、弁明書は本件審査請求に何ら影響を及ぼすものではない。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分（本件決定）の内容について

本件請求は、本件請求に係る行政文書開示請求書（令和元年10月2日付け受付538番）の記載から、令和元年8月から同年9月までに高等学校就職支援教員に係る実施機関が同省から収受した行政文書及び実施機関が同省に発出した行政文書を開示請求しているものと解釈できる。

これらの行政文書は、高等学校等教職員定数に係る行政文書しか保有せず、令和元年8月から同年9月までに発出及び収受した行政文書は保有していないことから、本件決定を行ったものである。

当該定数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第7条から第12条までの規定により、その標準を定めている。また、同法第22条は、教職員定数の算定に関する特定を定めている。同法第7条から第12条まで及び第22条は、一部の定めを政令に委任しており、当該政令は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令であ

る。同政令には、文部科学大臣が定める数という規定があり、当該数を文部科学大臣は毎年度実施機関に通知している。

毎年度の当該通知に至るまでの事務は次のとおりである。

同省から実施機関に高等学校等教職員定数等に関する資料を提出するよう依頼があり、当該資料を実施機関は同省に提出し、同省は実施機関に当該数を通知する。

令和元年8月から同年9月までに当該事務に係る行政文書を保有していないことから、本件決定を行ったものである。

また、本件審査請求を受け、実施機関において本件請求の対象となる行政文書を探索したが、当該文書は保有していない。

3 弁明の内容について

請求人は、第3 2のとおり主張する。しかし、上記2のとおり、本件請求の対象となる行政文書は、高等学校等教職員定数に係る行政文書しか保有せず、令和元年8月から同年9月までに発出及び収受した行政文書は保有していないことから、本件決定を行ったものである。したがって請求人は条例の解釈を誤ったものであり、請求人に主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性

本件開示請求は「2019年度に高等学校就職支援担当教員に関して文部科学省から収受した文書及び文部科学省へ発出した文書（8～9月分）」の開示を求めるものであり、実施機関は本件開示請求に係る行政文書を作成及び取得しておらず保有しないとして、本件決定を行った。

審査請求人は、本件決定を受け本件審査請求を行い、前記第3 2及び3のとおり、過去数年の例から、概ね7月末に発出される「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令に基づく文部科学大臣の定める数について」との件名の事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）を保有していないことは考えられず、本件決定は文書秘匿であり違法である旨の主張を行っていることから、本件決定の妥当性について以下検討する。

実施機関は弁明書において、本件審査請求を受け、本件請求の対象となる文書を再度探索したが、当該文書は保有していないと弁明している。

当審査会において実施機関に確認したところ、文部科学省から送付される予定定数の事務連絡は、特に要綱やマニュアル等の定めに基づくものではなく、内容や発出時期は文部科学省の担当の対応により異なる、とのことであった。

また、当審査会において、事務局職員をして、平成26年度から令和3年度までの期間を対象として実施機関の行政文書の保有状況を探索させたところ、平成26年度から28年度までは本件事務連絡に相当する文書を保有していることを確認したが、平成29年度以降は確認できなかった。

以上からすれば、本件請求の対象となっている期間において当該対象となる文書を作成及び取得していないという実施機関の弁明に不自然、不合理な点はないものと認められる。

2 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

よって、実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 1月23日	諮問書の受付
令和 2年 2月18日	反論書の受付
令和 7年 1月29日	審議
令和 7年 2月27日	審議
令和 7年 5月29日	審議
令和 7年 6月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
-----	-------	-----

大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)